

経済建設委員会会議録

平成27年9月14日（月）

（開 会） 10：00

（閉 会） 11：07

【 案 件 】

1. 議案第122号 訴訟事件に係る和解（保険代位による損害賠償請求事件）
2. 議案第123号 指定管理者の指定（サンビレッジ茜）
3. 議案第127号 市道路線の認定
4. 認定第14号 平成26年度飯塚市水道事業会計利益の処分及び決算の認定
5. 認定第15号 平成26年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定
6. 認定第16号 平成26年度飯塚市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定

【 報告事項 】

1. 医工学連携推進フォーラムの開催について（産学振興課）
2. 包括的民間委託後の売上状況等について（経営管理課）
3. 平成27年3月24日議決の「和解（道路訴訟及び訴訟に関連する問題並びにごみ撤去問題）」の進捗状況について（建設総務課）
4. 平成27年8月24日からの台風15号の暴風および豪雨による災害について（農業土木課）
5. 市営住宅における車両損傷事故について（庄内支所経済建設課）
6. 工事請負契約について（上下水道局総務課）

○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「議案第122号 訴訟事件に係る和解（保険代位による損害賠償請求事件）」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○商工観光課長

「議案第122号 訴訟事件に係る和解（保険代位による損害賠償請求事件）」につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書の29ページをお願いいたします。本議案につきましては、平成24年2月2日に飯塚市山口地内で発生いたしました交通事故による「保険代位による損害賠償請求事件」の和解に係るものでございます。

本件につきましては、平成24年3月13日開催の総務委員会及び平成26年1月28日開催の経済建設委員会におきまして、事故発生及び損害賠償請求に対する応訴につきまして、報告させていただいておりましたが、平成24年2月2日の木曜日、午前10時10分ごろ、飯塚市山

口地内、県道65号筑紫野・筑穂線、米の山峠において発生した交通事故によるものでございます。

事故の状況につきましては、当時、総合政策課嘱託職員が同乗の同課課員1名とともに、積雪によるコミュニティバス運休の周知作業終了後、公用車で飯塚方面へ下っておりました。公用車が現場に進入したときには、既に3台の車両が衝突事故を起こして停車しておりました。公用車は、これらの衝突を回避しようとしたのですが、積雪及び路面凍結のために車両がスリップし、前方の車両に衝突。車外にいた相手方の運転手が転倒しまして、左上半身や腰部等を負傷したものでございます。

事故後、市が保険加入しております「公益社団法人全国市有物件災害共済会」を通じまして対応をしております。事故の相手方が加入する保険会社であります原告と交渉を行っていましたが、原告は治療に関する保険給付を行い、第三者行為による損害賠償請求権を「代位取得」したとして、市に対して損害賠償請求していたものでございます。

この和解につきましては、裁判所の意向としての和解案について原告側と協議を行った結果、双方ともに同意しましたので、本訴訟事件の包括的な解決のため和解するものでございます。

和解の内容としましては、「飯塚市は、原告三井住友海上火災保険株式会社に対し、本件事故と保険契約者の受傷との間に因果関係があり、和解金として553万7582円の支払い義務があることを認め、飯塚市が契約する『全国市有物件災害共済会』より原告の口座に振り込む方法で支払う。」、2番目としまして、「飯塚市及び原告は、本件に関する損害賠償債務に関して、この和解に定めるほか、何らの債権債務のない事を相互に確認する。」という内容でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第122号にかかる補足説明とさせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第122号 訴訟事件に係る和解（保険代位による損害賠償請求事件）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第123号 指定管理者の指定（サンビレッジ茜）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○商工観光課長

「議案第123号 指定管理者の指定（サンビレッジ茜）」について、補足説明をさせていただきます。

議案書の31ページをお願いいたします。公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるため、提案するものでございます。施設の名称につきましては、サンビレッジ茜でございます。

選定の経緯等についてご説明いたします。サンビレッジ茜の指定管理者・指定候補者の選定につきましては、飯塚市指定管理者選定委員会が6月12日、7月10日及び17日の3回開催され、選定の結果「一般財団法人サンビレッジ茜」が候補者に選ばれ、8月5日に委員長より市長に答申がなされております。

指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。選定の方法及び理由につきましては、議案書に記載されておりますので、省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、サンビレッジ茜の指定管理者の指定について、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

この議案については、本会議場で質疑がっておりますので多くをお尋ねするつもりはないですけれど、まず、この施設の指定管理者に管理を行わせる期間は、今回は平成28年の4月1日から平成33年3月31日の5年間ですけれど、このサンビレッジ茜は合併した後に、指定管理者の制度を導入して指定管理してきておると思いますが、これまで何年間、指定管理者で指定管理を行っておるのか。

○商工観光課長

サンビレッジ茜につきましては、平成18年度から指定管理を行っておりまして、第1回目が平成18年度から22年度までの5年間、及び平成23年度から今、現在ですけれども27年度までの5年間ということになっております。

○道祖委員

これまで指定管理者は、この分については、本会議の質疑であったように一般財団法人サンビレッジ茜が平成18年から今日まで指定管理を受けてると。で、引き続き5年間、そこが指定管理者として運営していくということで、理解してよろしいのでしょうか。

○商工観光課長

そのとおりでございます。

○道祖委員

10年目ですよ、ことし。その間、本来なら、この施設を公の施設でありますから、公が直接運営をしていくのが基本でありますけれど、行財政改革の中で、指定管理者の選定の理由は、経費の削減がまず第1であって、そして、公がするよりも民に任せたいほうがサービスの向上につながるかと、2、3の理由があったと思えますけれど、まず、お尋ねするのは、経費の削減というのはどの程度なのか。公がしたときと民にお任せしたときのかかる経費ですよ、どうなっておるのか。

○商工観光課長

過去の委託料につきましては、指定管理者導入当初の平成18年度につきましては、約8700万円ございました。平成19年度からは利用料金制を採用したことから、委託料を見直しまして、平成19年度以降の委託料につきましては、2900万円から3100万円というふうになっております。2回目の指定管理者指定時、平成23年度以降につきましては、約3200万円から3400万円となっております。

金額面で市が直営で行った場合とどのような差があるかというご質問についてでございますけれども、サンビレッジ茜は旧筑穂町におきまして、平成2年8月に開設されまして、その管理運営の効率化を図るために財団法人サンビレッジ茜が設立されまして、開設当初から町の委託を受けて、当施設の運営を行っているところでございます。設立当初は4年間、年平均約10万人ほどの入場者がございました。委託費もその時は約1億円から1億3千万円というふうになっておりました。それを上回る年平均1億6700万円の利用率収入等を上げておりました。しかしながら、それ以降、年々、入場者が減少しまして、指定管理者導入前の平成13年から17年までの5年間をみますと、年平均の入場者数は約4万7千人、利用率収入は約5700万円となっております。委託料及び補助金を含む実質運営費というのが約8800万円、差し引き約3100万円が実質自治体の負担額となっております。

金額面で言いますと、指定管理料、前と導入後では、市の負担額はほぼ変わっておりませんが、一般財団法人サンビレッジ茜につきましては、経費節減などの経営努力をしつつ、地元の住民や関係団体と連携しながら施設の有効利用に向けた各種取り組みをさせていただいておりますので、当施設の指定管理者として一定の評価に値するものと認識はいたしております。

今回、平成28年度以降5年間の指定管理者選定におきましても、審査会におきまして、選定の方法及び理由ということで記載しておりますとおり、指定管理者として適正であるという評価をいただいておりますので、指定管理に基づいて当施設の指定管理をお任せするというところで、提案させていただいております。

○道祖委員

細かくご説明いただきました。ありがとうございます。それで、今、市が指定管理者として指定して、市が支払ってる経費が約3千万円、今日まで3千万円ぐらいですよ、平成19年ぐらいから。で、今後も3千万円から3500万円、この辺はちょっと微妙だから細かいことは言いませんけれど、この約3千万円前後の金額の大まかな内訳というのはどういう経費なんですか。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 10:14

再開 10:14

委員会を再開します。

○商工観光課長

全体で大体3300万円ほどで現在算出をしておりますが、人件費が約4600万円、需用費関係、これが約1千万円になります。役務費関係が約100万円、委託料関係が約700万円、あと主なものとして、租税公課とかありますが、これが約300万円、予備費関係等が100万円でございます。それと利用率収入がございます。これが約3100万円ということで、算出をいたしております。

○道祖委員

経費、市が負担する費用が約3千万円前後で、入場料等があるから、それ全体で運営していて、総収入は大きく言うとその2つだと。そして、その中から、今言ったように、人件費が約半分ぐらい、そして役務費とかいろいろあって、その金額になってますっていうことですね。

一番僕が気にしてるのは、この人件費のところなんですけれど、人件費の推移は、今日まで、

どういふふうになってきてるんですか。

○商工観光課長

まず、平成23年度の決算を見ますと、約4300万円、24年度が約4200万円、25年度も約4200万円、3ヵ年平均しますと、大体4250万円程度となっております。ほぼ横ばいでございます。

○道祖委員

単純にいうと、指定管理者を平成18年からお願いしていて、大きく人件費は変化はないと。人権費というのは、その総額は大きく変わりはないと。従業員数と従業員の年齢というのはいふふうに変化してるか、把握してます。

○商工観光課長

細かくは年齢等については、把握しておりませんが、人数等については、ほぼ変わりなく、この5年間については、その中で運営をしていただいております。今現在、職員が専務理事、事務局長で専務理事が兼ねておりますけども、以下11名、臨職が3名という形で運営をされております。

○道祖委員

今回はですね、指定管理者を従来どおりのところにやれという議案でありますから、細かいことについてはこれ以上質問するつもりはないんですけど、ただ、改めて、従業員と人件費の推移、それについて、決算委員会等でお尋ねしようと思っておりますので、その点、一度調査をしていただきますようお願いして質問を終わります。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○田中 裕二委員

基本的なことを2点だけ確認をさせていただきます。今回の指定管理者の応募はこの財団法人サンビレッジ茜だけだったのでしょうか、それ以外があったのかどうか、お尋ねいたします。

○商工観光課長

応募がございましたのは1団体のみでございます。

○田中 裕二委員

1団体だけということですが、評価点を見ましたら、2千点中の1500点という点数でございます。これは何点以上であればOKなのか。この点はいかがですか。

○商工観光課長

5割以上の点数であればということでございました。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第123号 指定管理者の指定(サンビレッジ茜)」については原案の

とおりの可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どりの可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第127号 市道路線の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○建設総務課長

「議案第127号 市道路線の認定」について補足説明をいたします。

議案書の40ページをお願いいたします。市道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるため提案するものでございます。

今回認定する路線は3路線、延長232.9メートルでございます。路線明細の左側に記載しております一連番号1番と2番の路線は寄附採納に伴う路線認定を行うものでございます。路線箇所は41ページ及び42ページに記載しております。一連番号3番の路線は開発帰属に伴う路線認定を行うものでございます。路線箇所は43ページに記載しております。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第127号 市道路線の認定について」は、原案の通りの可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案の通りの可決すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第14号 平成26年度飯塚市水道事業会計利益の処分及び決算の認定」、「認定第15号 平成26年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」及び「認定第16号 平成26年度飯塚市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定」、以上3件を一括議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○上下水道局総務課長

「認定第14号 平成26年度飯塚市水道事業会計利益の処分及び決算の認定」「第15号 平成26年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」及び「第16号 平成26年度飯塚市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定」について一括して補足説明をいたします。

平成26年度決算は、地方公営企業法の改正に伴い、会計基準等の改正で借入資本金の負債への表示区分変更、補助金等により取得した資産の償却制度の変更、貸倒引当金など引当金の計上義務化など、内容が大幅に変更されております。

まず、「第14号 水道事業会計利益の処分」について、別冊の「決算書」の5ページをお願いいたします。右端の未処分利益剰余金 当年度末残高39億4143万7973円のうち、34億5035万7532円を資本金へ組み入れるものでございます。これは、法改正に伴う移行処理時に生じた利益剰余金「その他未処分利益剰余金変動額34億5035万7532円」につき

ましては、資金の存在しないものであり、経営活動で生じた利益剰余金と区分し、経営状況を明確にするため、資本金へ組み入れるものでございます。

次に、水道事業会計の決算についてご説明をいたします。決算書の1ページをお願いいたします。「収益的収入、支出の決算」については、表の2段目になりますが、収入の決算額が33億5592万5297円となり、予算に対し4861万703円の減収となっております。減収は、水道使用料、受託工事収益の減によるものでございます。

また、支出の決算額は表の4段目でございますが、31億247万5851円となり、6581万9149円が不用額となっております。不用額は、「原水及び浄水費」での委託料の入札残、薬品費、電力料の執行残、「配水及び給水費」での委託料の入札残、修繕費、工事請負費の執行残、「受託工事費」の減などによるものでございます。

次に、2ページでございますが、「資本的収入、支出の決算」については、表の2段目で、収入の決算額が10億9678万2527円となり、予算に対し9762万3473円の減収となっております。減収は、第8期拡張事業工事の27年度への繰越や工事費の入札残により、その財源としております「企業債」「出資金」「国庫補助金」が減となったものでございます。

また、支出の決算額は表の4段目ですが、21億9655万4004円となり、27年度に繰り越す6016万5千円を差し引いた不用額は1億5355万8996円となります。不用額は、各事業での工事請負費の入札残等によるものでございます。

3ページでございます。損益計算書については下から4段目に記載しておりますように、26年度は1億6163万9618円の純利益となっております。これは、主に、公営企業法改正に伴う、「みなし償却制度廃止」によるものでございます。今回の改正で、今まで資本剰余金に計上されていた、償却資産の取得等に伴い交付された補助金等について「長期前受金」として負債に計上し、減価償却みあい分を「長期前受金戻入」として、順次収益化することになったことによるものでございます。

これにより、前年度からの「繰越利益剰余金3億2944万823円」と利益剰余金処分についてご説明をいたしました「その他未処分利益剰余金変動額34億5035万7532円」を加算いたしますと、26年度の未処分利益剰余金は、39億4143万7973円となります。

続きまして、「第15号 産炭地域小水系用水道事業会計の決算」について、ご説明いたします。

決算書27ページをお願いいたします。「収益的収入、支出の決算」については、表の2段目になりますが、収入の決算額が4274万6051円となり、予算に対し25万949円の減収となっております。また、支出の決算額は表の4段目ですが、4042万6125円となり、177万2875円が不用額となっております。

次に、28ページをお願いいたします。「資本的収入、支出の決算」については、表の2段目、収入の決算額が予算同額の2763万1千円となっております。また、支出の決算額は4段目になりますが、3601万5769円となり、238万8231円が不用額となっております。不用額は、改良事業の工事請負費の入札残などによるものでございます。

29ページの損益計算書については、下から4段目に記載しておりますように、26年度は180万3179円の純利益となっております。これは、主に、公営企業法改正に伴う「みなし償却制度廃止」によるものでございます。

これにより、前年度からの「繰越欠損金1億8977万4951円」、みなし償却制度廃止に伴

う移行処理で発生した「その他未処分利益剰余金変動額2億8195万5325円」を差し引きいたしますと、26年度の未処分利益剰余金は、9398万3553円となります。

続きまして、「第16号 下水道事業会計利益の処分」について、決算書45ページをお願いいたします。右端の未処分利益剰余金 当年度末残高28億5442万4673円のうち、26億1196万511円を資本金へ組み入れるものでございます。内容につきましては、水道事業と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

次に、下水道事業会計の決算についてご説明いたします。決算書41ページをお願いいたします。「収益的収入、支出の決算」については、表の2段目ですが、収入の決算額が20億3012万4263円となり、予算に対しまして6665万4263円の増収となっております。増収は、下水道使用料、長期前受金戻入の増によるものでございます。

また、支出の決算額は表の4段目ですが、17億6026万6225円となり、1190万8225円が不足額となっております。これは、地方公営企業法施行令第18条第5項の現金の支出を伴わない経費の執行によるものでございます。

42ページをお願いいたします。「資本的収入、支出の決算」については、表の2段目ですが、収入の決算額が9億4690万7829円となり、予算に対し7848万171円の減収となっております。減収は、工事請負費の入札残、執行残等に伴う企業債や工事負担金等の減によるものでございます。

また、支出の決算額は表の4段目で16億3613万8440円となり、9122万1560円が不用額となっております。不用額は、「施設整備費」「施設改良費」での委託料、工事請負費の入札残、計画変更による事業費の執行残、事務費の補償金の執行残などによるものでございます。

43ページの損益計算書につきましては、下から4段目に記載しておりますように、26年度は2億4246万4162円の純利益となっております。これは、主に、公営企業法改正に伴う「みなし償却制度廃止」、長期前受金の収益化によるものでございます。これにより、先ほど「利益の処分について」の時に説明いたしました「その他未処分利益剰余金変動額26億1196万511円」を加算いたしますと、26年度の未処分利益剰余金は、28億5442万4673円となります。

以上が、各会計の利益の処分及び決算の概要でございますが、それぞれにつきまして決算附属書を作成し、26年度中の各事業の概況について記載をしております。また、決算書とは別に「決算収支の総括表」などの資料を提出しておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、上下水道局の認定議案についての補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、資料要求があれば、お受けいたしたいと思います。資料要求はありませんか。

(資料要求なし)

資料要求はないということですので、本案3件は慎重を期して閉会中に審査をするということで、いずれも継続審査といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案3件はいずれも継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。執行部から、案件に記載の件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「医工学連携推進フォーラムの開催について」、報告を求めます。

○産学振興課長

「医工学連携推進フォーラムの開催について」、報告をさせていただきます。

配布いたしております「医工学連携推進フォーラム」のチラシをごらんいただきたいと思っております。

このフォーラムについてですが、本市の産業施策であります「e-ZUKA トライバレー構想 第3ステージ」の重点施策であります医工学連携については、現在、飯塚病院、九州工業大学、飯塚研究開発機構と本市による「飯塚医療イノベーション推進会議」を主体として進めておるところですが、この度、飯塚研究開発機構が「ものづくり中小企業・小規模事業者連携支援事業」の補助金の採択を受け、医療機器開発を実現していく体制の構築をより一層進めていくこととなりました。つきましては、そのキックオフイベントといたしまして「医工学連携推進フォーラム」を開催いたしますものです。

日時は、9月29日火曜日、13時30分から18時、場所は、のがみプレジデントホテルで開催を予定いたしております。内容といたしましては、医療現場のニーズを解決する医療機器開発の手法や実例を内容とする講演、連携機関であります飯塚病院、九州工業大学及び福岡県の取り組み事例の紹介を行います。また、名刺交換会と合わせ、医療機器の開発や関連事業に取り組まれている企業、今後の参入を目指している企業の製品や試作品、事業内容などを紹介するポスター展示を合わせて実施するものです。展示を予定している企業は、10社から15社程度を予定いたしております。

以上簡単ですが、「医工学連携推進フォーラム」の報告とさせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

9月29日に開催ということで、定員が100名ということですけど、現状でどれぐらいの申し込みがあつてるのか。

○産学振興課長

今、現在の申し込みについては、60名程度、申し込みがなされております。

○道祖委員

その内訳は、どういう内容かわかります。

○産学振興課長

申し訳ありません。手元に資料を持ち合わせておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「包括的民間委託後の売上状況等について」、報告を求めます。

○経営管理課長

「包括的民間委託後の売上状況等について」、ご説明申し上げます。まず、平成27年度飯塚オートの売上額及び入場者数について、提出しております資料に沿ってご説明いたします。資料1ページの「平成26・27年度売上額及び入場者比較表」をお願いいたします。27年度A欄の合計のところでございます。

開催日数は42日、売上額は48億3070万7500円、1日の平均売上額は1億1501万6800円となっており、前年度B欄の合計のところですが、開催日数41日、売上額は43億8336万9200円、1日平均の売上額は1億691万1400円でしたので、累計売上額では、平成26年度と比較して4億4733万8300円の増、1日平均で810万5400円の増となっています。

次に、入場者数は表の右のほう、27年度D欄でございますが、平成27年度10万7916人で1日平均は2569人、26年度が9万6420人で、1日平均は2352人でしたので、累計入場者は1万1496人の増、1日平均では217人の増となっています。

次に、イベント実施状況について説明いたします。資料2ページから3ページをお願いいたします。ごらんいただきますように、4月より優出選手紹介をはじめ、走路ナイト観戦、オートレースナイトサファリ、また、日曜日にはよしもと芸人を起用してのライブショーなど各種イベントを積極的に実施しております。

4ページをお願いいたします。場内のイメージアップに向けた改修状況及び今後の改修計画を掲載しております。すでに実施しているものにつきましては、メイン看板の掛け替え、正面玄関及び場内の装飾などがあげられます。また、今後の予定としましては、エキサイティングシートの設置、ロイヤルスタンドの改修などを計画しております。

また、資料にはございませんが、飯塚オートレース場をさらに広く認知していただくために、ロゴを一新することとし、誰もが親しみやすいデザインを新たに公募いたしました。メイン看板については8月末に新ロゴを使用して掛け替えを行っており、今後作成するチラシ等については、10月ごろより使用することとしております。

最後になりますが、去る9月5日に開催されましたアマチュアレーサーによる模擬レース及び新ロゴの公募について、事前に委員の皆様方にご報告申し上げるべきところでしたが、報告がなされないまま、新聞記事として掲載されましたことについて深くおわびを申し上げますとともに、今後はこのようなことのないように努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

9月5日のアマチュアレーサーの走路を走るということは、新聞で知ったわけですけど、ロゴについても知らなかったわけですけど、結果として入場者数はふえて、利益が上がってるから、よしなんでしょうけれども、ここに書いているイベントについても、改修予定についても、9月議会で初めて報告されるわけです。6月議会があっている訳ですから、今後こういう計画でいき

ます、そして計画はこういうふうに進んでますとか、やっぱりこれは考えた上で取りやめましたとか、そういうことをきちんと委員会には報告してください。そうしないと包括民営化になって、民営化以前の感覚で、私は従来のオートレースを見てますので、包括民営化になったということは、どういうふうになっていっているのかということ、こうすれば目的どおり収益が上がっていくんだ、民の力だ、サービス向上だということが、オートレースの場合は収益で確実に出てくるわけですから、それについては、きちんと報告していただきますようお願いいたします。

なおかつ、場外の関係がありますよね、サテライトの関係。これは従来どおりふえてるとか、減ってるとかということはないんですか。収益がふえてますけど、それは場外の部分、サテライトでどれぐらい売れているかです、私は経済建設委員会に移ってきて久しぶりに質問してますので、オートレースの状況というのはよくわからないんですけど、確か、鹿児島かどこか、あちらのほうのサテライトとか、競輪と一緒にってますから、競輪場にそのサテライトができて、場外の売り上げが伸びているとか、そういうのもあるんじゃないかと思えますけど、今の内容では、その実態がちょっと見えません。その辺もきちんと、あなた方施設管理権があつて、なおかつ全体の把握をされていると思いますので、それをきめ細かく知らせろとは言いませんけど、大体、大筋のところは、もう少し具体的に報告していただきたいということを要望して終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「平成27年3月24日議決の和解(道路訴訟及び訴訟に関する問題並びにごみ撤去問題)」の進捗状況について、報告を求めます。

○建設総務課長

平成27年3月24日に議決をいただきました、「和解(道路訴訟及び訴訟に関連する問題並びにごみ撤去問題)」について、現在の進捗状況について報告いたします。

6月5日の経済建設委員会報告以降につきましては、引き続き構造物等の撤去作業がなされまして、7月11日に構造物等の撤去が完了し、7月13日に構造物等の撤去の確認を行いました。この確認に基づき、和解金の50%相当額の6381万8500円を7月17日に支払っております。

今後は、林地開発計画等の変更手続きを経て、12月25日の期限までに所要の整備がなされる予定です。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○古本委員

若干聞かせてください。今、進捗状況ということでご報告がありました。そのほかに、私どもの議会の代表者会議の中で、一点、問題になってることがあるんです。同僚議員がここの施設の代替地といいますか、構造物並び材料等を、飯塚市の土地をお借りになって、そちらのほうに、今、置かれてあるわけなんです、その辺のところは、私どもに、全く報告がないんですよね。

どこの土地を、どんなふうに貸したとか、今後はどうするとか、この辺のところも若干踏み込んで報告をしていただきたい。というのは、噂によると、どこの所管がわかりませんが、共産党の川上議員が現地調査をして、その後、まだ先の予定で委員会の所管事務の調査をしたいというような申し入れ等々あっております。そういう中で、私どもはあなた方から全く聞かされてない話であって、今後の対応についてもやりにくい。そういうところをもう少し言えるところまで結構でございます。何でこれを聞くかといいますと、川上議員は自分のブログの中で、業者が不法占拠をしておるといような部分で所管事務調査をしたいというような文言を載せてあるわけなんです。私どもは、議員としてそれを認めるか認めないか、止めることはできないでしょうけれども、その辺のところまで考えさせられるわけなんです。

それで、今、進捗状況はお聞きしたんですが、その後の部分が、また、同じようになると私どもも、大変遺憾に思うわけなんです。内密にしていかなきゃいけない部分でやられてるのかどうか、わかりませんが、どっちみち、また前と同じような状況になるんじゃないかなと思います。それで、今現在できる範疇で結構でございますので、もしできるのであれば、その辺のご報告、話をさせていただきますか。

○建設総務課長

今ご質問の場所でございますが、4月13日から平成28年の3月31日まで、管財課所管の市有地に資材の仮置き場という形で申請がなされまして、許可がされております。この間の状況でございますが、面積としては1200平方メートル必要ということで申請がなされまして、現在、この1200平方メートルからはみ出て、少し資材を置かれているといった、整理するために運んだあとに、整理するためということで若干はふえていましたけど、結果的にその範囲内に収まってない状況もございまして、この件につきましては、所管課と協議をして、今、進めているところでございます。

○古本委員

もう少しお尋ねします。今言われる1200平米の貸し付けをしておることなんですが、それは正式に契約か何かをされて貸してあるんでしょうか。

○建設総務課長

この件につきましては、正式に管財課のほうから使用許可を出しております。

○古本委員

ここの部分は正式にしてあると。それから、私が先ほどお話しました不法占拠と言われる部分、ここはどうなんですか。例えば正式には貸与してないけれども、口頭とかそういうことで、現地の状況の中でやむを得ず使っているよとか、その辺までは何とかとかいうような話はあっていないんですか、あっているんですか。

○都市建設部長

先ほども建設総務課長が申しましたとおり、最初は1200平方メートルで貸し付けの契約をしております。その中で明星寺からの資材搬入を随時行われております。少しずつ資材等が明星寺から搬入される中で、面積的に最初にどのくらいの面積が必要だったかがちょっとわからない部分が当然ございました。その中でちょっと広がっているという状況が確認できましたので、面積については変更をきちんとしてくださいということで、相手方にも申し伝えをしております。

その中で、じゃあいつするのかという部分が、その時点では、最終的な面積の確定ができない

という部分がありました。その中で先ほど申しました7月の11日に、明星寺のほうの資材の完全撤去が終了したので、その時点で面積を確定できるというところで、契約については資材の搬入が随時なされた中で、面積がふえているという状況も含めて、契約変更に基づく形で処理をしてくださいということでお話しはさせていただいております。

○古本委員

ということは、先ほど名前も出しましたが、川上議員さんが言われる不法占拠ということじゃなくて、そういう申し入れの中で、ある程度広げて貸せるというような話をしてあるということですね。その確認だけさせてください。

○都市建設部長

書面のやりとり等はしておりませんが、やりとりの中で明星寺からの資材、先ほども申しました面積が1200平米の中で収まらないという状況がわかりましたものですから、その時点で、最終的には面積を確定後に変更をしてくださいということで、相手方には申し伝えをしております。

○古本委員

今後、その広げられる、予想される部分については、きちんと書面を通して契約をされるということでもいいですか。そういう確認で。

○都市建設部長

実際の契約部分につきましては、管財課ということでございますので、管財課のほうと一緒に なりまして、契約変更という形に多分なるんだろうと思いますけども、そのあたりも含めて、きちんと処理はしていきたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

7月11日に完了ということで、それで1200平米が拡大した面積が確定したということですよ。それはもう話し合いをしながらやってきたということで、それは結構なんですけれど、ただ問題は、今9月14日ですよ。7月11日からこの2カ月間ぐらいの間、盆やらいろいろあったから、台風とかいろいろあったから、事務が多くて大変だったんだろうと思いますけど、ちょっと時間がかかり過ぎているけれど、その辺は何か理由が、特段あるのかなと思うんですけど。

○都市建設部長

面積につきましては、先ほど申しました広がっているという確認ができましたので、その部分については、相手方にも話をさせていただいております。ただ、契約の内容等が管財課のほうでございまして、細かい部分はちょっとわかりませんが、面積プラス諸条件のところは今やりとりがなされているというところでした、その部分についてはちょっと私のほうも――。

○道祖委員

もう1点だけ。これは7月いっぱいでは進んでいったと、7月11日だから、7月いっぱいではもう面積確定しましょうよと。書類の手续等で遅れているということで、理解していいということですよ。

○都市建設部長

そうです。面積につきましては、私どもと事業者の方とお互い立会をしまして、測量をいたしました。その部分の面積は確定をいたしております。先ほど申しました今後の契約につきましては、面積プラス諸条件というところの部分で、相手方とちょっとお話をしているというところがございますので、それがまとも次第、契約変更という形になっていくのかなというふうには考えております。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成27年8月24日からの台風15号の暴風および豪雨による災害について」、報告を求めます。

○農業土木課長

平成27年8月24日からの台風15号の暴風および豪雨による災害発生について、報告をいたします。なお、この災害発生報告は、土木管理課・都市計画課・住宅課及び農業土木課の4課に関連いたしますので、農業土木課よりとりまとめて報告いたします。

今回の災害要因といたしましては、飯塚市における、最大瞬間風速は25日7時16分の31.4メートル、雨量は、川島地区の最大24時間雨量で24日22時から25日22時の9.9ミリ、最大1時間雨量で25日7時から8時の5.1ミリを観測しています。

災害の発生は、概ね軽微なもので、各公共施設において、暴風雨等による風倒木等の被害が発生し、公共土木災害では、道路53カ所・河川31カ所・公園32カ所・市営住宅7カ所、計123カ所の被災箇所の確認を行っております。なお、補助災害申請は、道路1カ所、河川1カ所の2カ所を予定しています。

また、農林業土木災害では、農業用施設・農地53カ所及び林道6カ所で計59カ所の被災箇所の確認を行い、補助災害申請は、農地4カ所を予定しています。

なお、これらの災害につきましては、復旧作業及び災害申請手続の準備を進めているところでございます。

簡単でございますが、今回発生した災害についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市営住宅における車両損傷事故について」、報告を求めます。

○都市建設部次長

「市営住宅における車両損傷事故について」、ご報告いたします。お手元に配布しております資料をお願いいたします。

本件事故は、平成27年7月29日 午前10時ごろ、庄内支所 経済建設課職員が、「市営石丸改良住宅」の草刈り作業中に、草刈り機ではねた石が近くに駐車中の相手方車両の後部窓ガラスに当たり、窓ガラスを損傷させたものでございます。なお、人身傷害はありません。

事故原因といたしましては、作業中の安全管理等への対応が十分でなかったことによるもので

あります。事故防止には日頃より注意、指導を行っておりますが、今後はさらなる注意喚起を行い、事故防止に努めてまいります。

本件事故につきましては、市の過失割合を100%とし、損傷した車両の修繕費用として市が相手方に損害賠償額10万1066円を支払うことで専決処分し、平成27年8月13日に示談が完了いたしましたので、9月18日開催の本会議最終日に専決処分の報告を行うこととしております。

以上、簡単でございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○上下水道局総務課長

上下水道局の工事請負契約の締結につきまして、お手元に配布しております資料によりご報告いたします。

横書きの「工事請負契約報告書（上下水道局総務課）」と記載しております資料をお願いいたします。今回報告いたします請負契約は、電気工事1件、鋼構造物工事1件及び機械器具設置工事1件で、入札の執行にあたりましては、業者選考委員会で審議し、「入札実施要領」に基づき、要件等を付して入札を行っております。

まず、「各ポンプ場遠方監視制御設備改築工事」につきましては、電気Aランクの工事で、「指名競争入札」を8月31日に行い、2億22万1200円の予定価格に対し、1億9548万円、落札率97.63%で、株式会社 嘉徳製作所が落札いたしました。

次に、「黒石頭首エグート設備改修工事」につきましては、鋼構造物工事で、「条件付き一般競争入札」を8月31日に行い、7159万4280円の予定価格に対し、6149万1960円、落札率85.88%で株式会社 乗富鉄工所が落札いたしました。この入札につきましては、3者の同額入札になりましたので、地方自治法施行令の規定により、くじ引きで落札者を決定しております。

次に、「長尾浄水場ほか送水・取水ポンプ改良工事」につきましては、機械器具設置工事で、「指名競争入札」を8月24日に行い、5934万7080円の予定価格に対し、5929万2千円、落札率99.90%で株式会社 東生が落札いたしました。

以上、簡単ですが、工事請負契約の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。